

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営農村振興総合整備事業三木北部地区（第2工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年1月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

| 所 在 | 地 番 | 地 目 | 用 途 | 地 積 (㎡) |
|----------------|-------|-----|-----|--------------|
| 木田郡三木町大字井上字西山田 | 370 | 田 | 田 | 1,119のうち 729 |
| 〃 | 542-1 | 田 | 田 | 957のうち 848 |
| 〃 | 615-1 | 田 | 田 | 46 |